

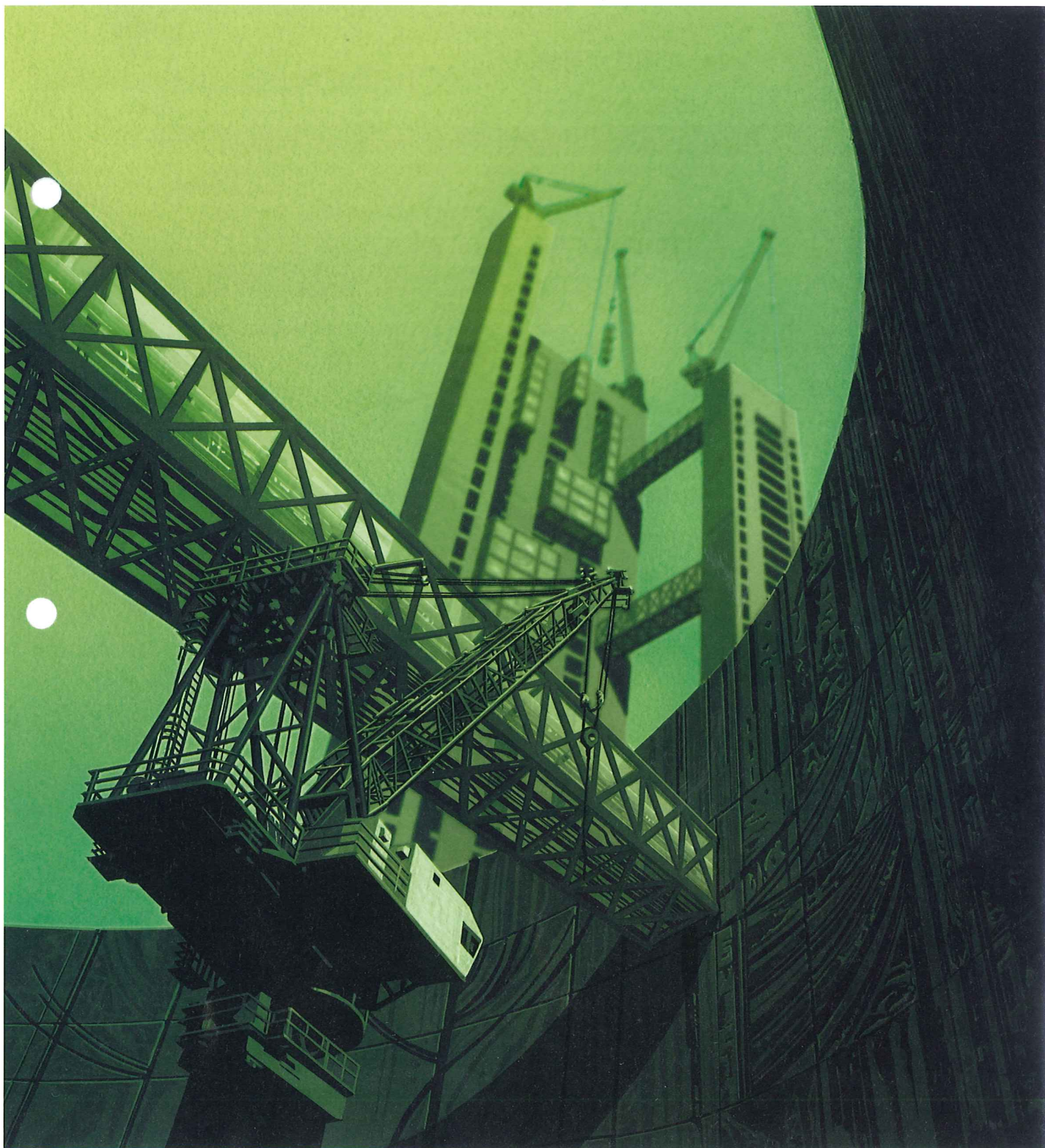
2010年4月1日以降保険始期用

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

建設業者総合賠償責任保険

プロけんせつ ロテクター



4つの特徴

1. 幅広い補償!

貴社の工事および完成引渡し後の賠償リスクに加え、施設や工事以外の業務に起因する賠償事故も包括的に補償します。さらに、スタンダードプランでは、初期対応費用や訴訟対応費用および財物の損壊を伴わない使用不能損害を、ワイドプランでは、支給資材やリース・レンタル品の損壊および工事の遅延に伴う遅延損害金もあわせて補償します。

2. 貴社受注工事の関係者の方を広く補償!

工事施工中の事故について、貴社の工事の下請業者および発注者の賠償リスクもあわせて補償します。

3. 契約手続きが簡単!

把握可能な直近の会計年度の工事業種ごとの完成工事高および工事以外の業務の売上高を申告いただくだけで、保険料のご案内が可能です。

4. 定型のご加入パターンからご選択が可能!

ご加入パターンは、「エコノミープラン/スタンダードプラン/ワイドプラン」・「お支払限度額(証券総支払限度額)5,000万円/1億円/3億円/5億円」の組合せからご選択いただけます。

ご加入の条件・補償の対象となる工事

この保険にご加入いただけるのは、加入申込時に把握可能な直近の会計年度(1年間)の年間総完成工事高・売上高が30億円以下の建設業者の方です。なお、建設業以外の事業による年間売上高が、お客さまの年間総完成工事高・売上高の10%以下の場合は、建設業以外の事業も補償の対象として「けんせつプロテクター」をお引受します。

また、補償の対象となる工事は次の①~⑥に該当する工事に限ります。

① 道路工事	道路工事(高架道路工事を含みます。)/舗装工事/軌道工事/鉄道工事/橋りょう工事
② 建築工事	建築物建設工事/大工事/建築物付属鉄骨物工事/建築物増改築工事/建築物外装工事/建築物内装工事/鉄塔工事/煙突工事/やぐら工事/広告塔工事/炉工事/看板工事/建築一式工事/左官工事/石工事/屋根工事/タイル・れんが・ブロック工事/鋼構造物工事/鉄筋工事/板金工事/ガラス工事/防水工事/内装仕上工事
③ 建築設備工事	電気設備工事/電気通信工事/給排水・給湯設備工事/衛生設備工事/消防設備工事/冷暖房設備工事/換気設備工事/塗装工事/機械器具設置工事/送配電線工事/電気工事/熱絶縁工事/建具工事
④ 管工事/地下工事	地下鉄工事/地下街工事/地下道工事/地下駐車場工事/地下水路工事(上下水道工事を含みます。)/地下埋設物工事/ガス管工事/さく井工事/管工事/水道施設工事/清掃施設工事
⑤ 土地造成/土工工事	土地造成/しゅんせつ/干拓/開墾/整地工事/滑走路/えん堤/運河/水路/貯水池/沈殿池/プール工事/河川(治水)/護岸/水門/砂防/防波堤/さん橋工事/造園工事/土木一式工事/とび土工/コンクリート工事
⑥ 移動・解体・取壊工事	工作物の移動/解体/取り出し/撤去/破壊工事

※水力発電施設・ダム建設工事は補償の対象外となります。

※水力発電施設・ダム建設工事を行うお客さま、または保険期間中に水力発電施設・ダム建設工事を新たに行うお客さまについては、別途保険手配が必要となりますのでご相談ください。

お支払いする保険金

この保険では、次の表に記載された保険金が支払われます。「損害防止費用」および「緊急措置費用」を除き、支出前に事前に当社の同意を要しますので、支出を行う前に必ず当社までお問い合わせください。

種類	内容
損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払う治療費や修理費など※(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続きに要した費用
緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用
協力費用	当社が発生した事故の解決にあたる場合、当社へ協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償に関する訴訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用
被害者治療費等	P.2記載の「被害者治療費等」のとおり
初期対応費用	P.3記載の「初期対応費用」のとおり
訴訟対応費用	P.3記載の「訴訟対応費用」のとおり

※被保険者(保険契約により補償を受けられる方をいいます。以下同様です。)が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険料の精算等について

○ご契約の際

保険料を算出するために必要な資料(直近の会計年度における完成工事高・売上高等の実績数値の記載がある貴社作成資料の写しおよび当社様式による「告知書」)を当社へご提出いただきます。ただし、「保険料精算特約(けんせつプロテクター用)」がセットされたご契約を除きます。「保険料精算特約(けんせつプロテクター用)」の内容、セットできるご契約の範囲につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険期間終了後

「保険料精算特約(けんせつプロテクター用)」がセットされた契約については、保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料(完成工事高・売上高等の実績数値の記載がある貴社作成資料の写しおよび当社様式による「通知書」)を遅滞なく当社にご提出いただきます。確定した完成工事高・売上高に基づき算出された確定保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。